委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	久御山町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	94-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kumiyama.lg.jp/soshiki_view.php?so_cd1=1&so_cd2=2&so_cd3	

執行機関名

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	久御山町社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年久御山町告示第37号)による社会福祉法人に対する助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		久御山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 久御山町社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年久御 山町告示第37号)による社会福祉法人に対する助成金の交付に関する事務であっ て規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	久御山町社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年久御山町告示第37号)第1条
⑥東茲の掫与フは日的	り、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営まったができるとなった。 国民の	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する訪問介護等のサービスを利用している低所得で特に生計が困難である者に対し、当該サービスを行う社会福祉法人(以下「法人」という。)が利用者負担額の軽減を行う場合に、当該法人に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久御山町社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年久御山町告示第37号) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 5 号	久御山町社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年久御山町告示第37号)第7条		
②事務の内容	介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事 実についての <u>審査に関する事務</u>	社会福祉法人介護保険利用者負担軽減の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
特定個人情報1				
特定個人情報1 ①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 5 号 ロ	久御山町社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成13年久御山町告示 第37号)第4条		
	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 5 号 口 市町村長			